

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下久堅知久平線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅下虎岩2932番の2地先から 飯田市下久堅知久平599番の1地先まで	旧	9.4~19.7 m	0.0860 km
同 上	新	9.4~19.7	0.0860
		9.4~19.7	0.1060

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 路線名 下久堅知久平線
- 2 供用を開始する区間
飯田市下久堅下虎岩2932番の2地先から
飯田市下久堅知久平599番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年11月14日

道路管理課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
木曾福島都市計画地区計画 田尻地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び木曾郡木曾町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
木曾福島都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び木曾郡木曾町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により令和元年11月17日に開催を予定していた上田都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和元年11月14日

長野県知事 阿部 守 一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課